

郵送による転出届をされる皆様へ

★マイナンバーカードをお持ちの方

マイナポータルからオンラインで転出手続きをすることが可能です（引っ越しワンストップサービス）。この場合、窓口や郵送での転出届が原則不要となります。

※転出手続き後は、改めて引っ越し先の自治体で転入手続きが必要です。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている方のみ可能です。国外転出はできません。

詳しい手続き方法は市ホームページをご確認ください。

★マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で、郵送で転出届をする方

転出証明書の発行が省略されます。転出の手続きが完了し、転入手続きができるようになったら、お電話にてご連絡いたします。電話を受けましたら、新しい住所地へカードを持参し転入手続きをしてください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、新住所に住み始めた日から14日以内に転入手続きをしないとカードは失効します。必ず期間内に手続きを行ってください。

★マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちでない方・転出証明書が必要な方

転出証明書が発行されます。転出証明書が届いたら、新しい住所地の市区町村へ転入手続きを行ってください。お手元に転出証明書が届くまで、約1週間～10日ほどかかります。送付先は新住所か旧住所あてとなります。

★必要な書類

1. 別紙「郵送による転出届」（転出証明書の郵送請求書）
2. 本人確認書類の写し
例：運転免許証、マイナンバーカード、顔写真付き住民基本台帳カード、健康保険証など
3. あて先を記入して必要な切手を貼った返信用封筒
※送付先は旧住所または新住所へ送付いたします。
※国外転出の場合は不要です。
※有効なマイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、省略可能です。
4. 下記の医療保険等に該当されていた人は、その医療保険証等
 - ・国民健康保険に加入されていた人は国民健康保険証
 - ・後期高齢者医療保険に加入されていた人は後期高齢者医療被保険者証
 - ・介護保険に加入されていた人は介護保険証
 - ・子ども医療に該当されていた人は子ども医療費助成受給券
5. 代理人が手続きする場合は委任状
※委任状は成田市を転出する人がすべて記入してください。
※代理人の本人確認書類を添付してください。
※成田市で同一世帯員の方が届け出する場合は不要です。

〈送付先〉

〒286-8585
千葉県成田市花崎町760番地
成田市役所 市民課
TEL：0476-20-1525

郵送による転出届（転出証明書の郵送請求書）

成田市長 宛

届出人（本人以外が手続きする場合はその方の氏名・住所を記載） 記入日： 年 月 日

氏名 署名または記名押印	㊞
住所 (本人以外は必ず記入)	(本人が申請し、旧住所または新住所と同じ場合は記載不要)
転出する人から見た関係 (該当に○)	本人 ・ 旧住所で同一世帯 ・ 代理人 (委任状が必要) ・ その他 ()
電話番号	
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの有無 (該当に○)	<p>転出する人が、マイナンバーカード または 住民基本台帳カード を</p> <p>・ 持っている ・ 持っていない</p> <p>※持っている場合は転出証明書を郵送しません。返信用封筒は不要です。成田市での転出処理が終わりましたら、上記の電話番号にご連絡します。連絡が来たら新住所の自治体へ、カードを持って転入手続きを行ってください。(日中つながる連絡先をご記入ください。)</p> <p>※転入届は新住所に住み始めてから 14 日以内に行ってください。</p> <p>※カードを紛失している場合、有効期限が切れている場合、新住所に住み始めてから 14 日以上経っている場合は、持っていないに○をつけてください。返信用封筒の添付は必要です。</p>

転出先住所に住み始めた日または住み始める予定の日	令和 年 月 日
旧住所	千葉県成田市
旧住所世帯主	
新住所	
新住所世帯主	

※住所は部屋番号やマンション名がある場合、すべて記入してください。

No.	転出する人全員の氏名	生年月日	続柄
1		大・昭・平・令 ・	
2		大・昭・平・令 ・	
3		大・昭・平・令 ・	
4		大・昭・平・令 ・	
5		大・昭・平・令 ・	

転出手続きが終わっている方で、転出証明書の再発行を希望する場合は、以下に理由を記載してください。

再発行理由 (例：引っ越し作業中に紛失してしまった など)